



働き方改革

広島県働き方改革
実践企業(認定企業)限定

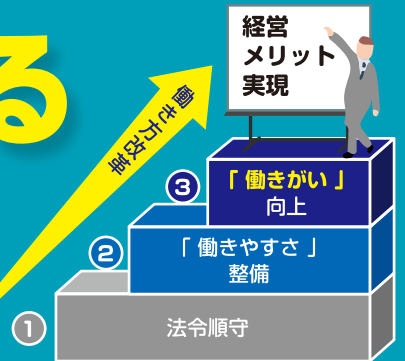
受付期間

5/16月 ▶ 6/10金

3社限定



働きがいのある 企業を創る!



「働きやすさ」から「働きがい」へ
(広島県ロールモデル)

専門コンサルタントと共に
「働きがいの向上」に向けて取り組む企業を募集します!

本事業は、県内企業の働き方改革を「働きやすさ」から「働きがい」へとステップアップするためのモデル事例創出プログラムです。働き方改革に取り組むものの働きやすい職場環境づくりに留まっている県内企業を対象にコンサルティングを実施し、働きがいの向上に取り組むことが経営上のメリットにもつながることを実証することを狙いとしています。

企業の特徴・ニーズに応じた支援パターンで働きがいを向上!

現状・取組目標にあわせた専門コンサルタントが直接支援します。

働き方改革専門コンサルタント/中小企業診断士/経営士/情報処理プロジェクトマネージャ/
キャリアコンサルタント/社会保険労務士など

働き方改革
専門コンサルタントが、
年間を通じて
サポート!

支援
パターン
①

働きがいのある仕事

従業員一人ひとりが、仕事に誇りを持つプロとして活躍する事を目指します

- 業務プロセス改善
- 仕事の意味付けワークショップ
- キャリア開発・人材育成の仕組み
- 新たな仕事・職域へのチャレンジ
- 裁量の拡大 など

支援
パターン
②

働きがいのある職場

職場の人間関係の質を高め、更なる成果を生み出すチーム作りを目指します

- 心理的安全性の向上
- チームビルディング支援
- チームの行動特性分析
- 1on1等のコミュニケーション改善
- ダイバーシティマネジメント促進 など

支援
パターン
③

働きがいのある組織

経営ビジョン実現に向け、全従業員が一丸となって働く組織づくりを目指します。

- 経営理念の見直し・浸透
- 人事・経営戦略の見直し
- ビジネスモデルの見直し
- リーダー・マネジメント研修
- 長期的な人材育成 など

働きがいの向上を通じた、経営メリット実現を目指します!

メリット
1

生産性の向上

(売上・業績向上)

メリット
2

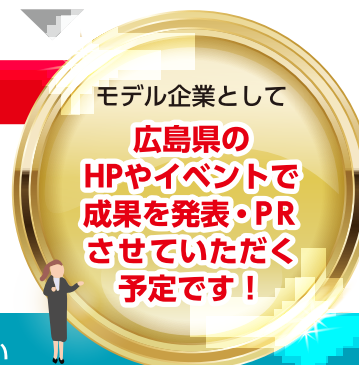
企業イメージ向上

人材確保と定着

メリット
3

外部環境変化への

対応力向上



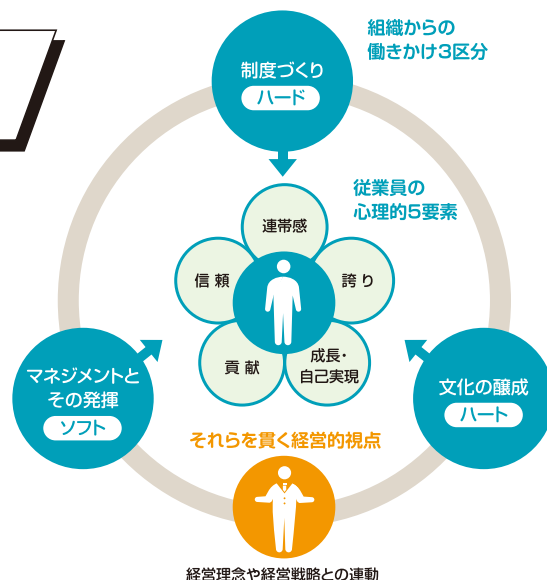
「働きやすさ」から「働きがい」へステップアップ!

事業コンセプト

経営上のメリットを伴った
「働きがいのある会社」のモデル事例を創出

企業の特長や希望を考慮し、ポイントを絞って
集中的な働きがい向上に向けた支援を行います。

経営的視点から「ハード(制度づくり)」「ソフト(マネジメントとその発揮)」「ハート(個人の意識改革と企業文化の醸成)」の3区分で、支援企業の働き方改革を推進し、従業員の働きがいを構成する5つの心理的要素(右図の「①信頼」「②連帯感」「③仕事の誇り」「④成長と自己実現」「⑤自発的な貢献意欲」)を高める支援を行います。



経営上のメリットを伴った「働きがいのある会社」の実現

昨年度の参加企業3社においても仕事に対する誇りや職場の連帯感向上により生産性向上などの成果がありました。モデル企業の取組成果はこちらで公開中です。



実施スケジュール

実施期間 / 令和4年6月～令和5年3月中旬

※コンサルティングの内容や訪問回数は、分析結果や設定目標の内容等によって、企業ごとに異なります。

1 6月～7月

現状把握

従業員アンケートや面談による組織分析を行い、取組方針を検討します。

2 7月下旬

キックオフ交流会

支援企業3社合同のキックオフ交流会で取組機運を高めます。

3 7月下旬～3月中旬

コンサルティング

月に1～2回程度コンサルティング支援を行います。必要に応じて社内研修も実施します。

4 2月～3月

成果発表会

取組内容や成果を発表し、更なる取組意欲の向上を図ります。

募集要項

受付期間 / 令和4年5月16日(月)～6月10日(金)17:00必着

● 対象 (参加要件)

1. 県内に本社を有する中小企業(従業員数が概ね30人～300人程度)であること。
2. 「広島県働き方改革実践企業認定制度」の認定取得企業であること。(認定制度は、令和2年度で終了)
3. 県内企業の取組促進を目的に本事業を通じた取組内容を県が情報発信する際、積極的な協力が可能であること。

● 参加企業数

3社

申込企業の中から、取組意欲・有効性・県内企業への波及効果等の観点により選考した上で、事業参加企業を決定します。(決定通知:6月中旬頃)

● 参加費

無料

● 参加申込書類

令和4年度働き方改革働きがい向上企業コンサルティング事業参加申込書:1部

専用ホームページからダウンロードできます。

● お申込み・お問合せ先

令和4年度働き方改革「働きがい向上企業コンサルティング事業」事務局
(本事業受託者:株式会社ワーキングエージェント)

TEL:082-264-8755 / FAX:082-577-0090

専用ホームページ(WEB申込可)

<https://hatarakikata-hiroshima.com/>



● 実施主体

広島県 商工労働局
働き方改革推進・働く女性応援課

TEL:082-513-3340

E-mail:syokaikaku@pref.hiroshima.lg.jp